

雇用保険受給者（指示者）の皆様へ
※必ず読んでください

重 要

＊入校後の認定日変更手続きのご案内＊

下記日程で認定日変更手続きを行います。当日は、次のものを用意して管轄のハローワークへ行って下さい。やむを得ず来所できない場合は事前に管轄のハローワークへご連絡ください。

※もし来所しなかった場合、受講指示が取り消しとなり訓練手当等受給できなくなる場合がありますのでご注意ください。

用意するもの … ① 受給資格者証 ② 失業認定申告書 ③ 認印 ④ ボールペン

科 名	管 轄 ハローワーク		
施設内訓練 各科共通	那覇公共職業安定所 (那覇市おもろまち)	沖縄公共職業安定所 (沖縄市住吉)	名護公共職業安定所
	4月9日(水) 午後3時～	4月9日(水) 午後2時30分～	4月9日(水) 午後3時30分～
	2階大会議室	2階会議室	2階会議室

【時間厳守】

※カフーナ旭橋、コリンザではありません

【注意事項】

《上記の認定日変更手続き日より前に「認定日」が設定されている方》

必ず指定された認定日に管轄の安定所へ行ってください。

もし来所しなかった場合、受講指示取消しとなり訓練手当等支給できません。

★お手持ちのハローワークの資料等を必ず確認してください。★

わからない点があれば、管轄のハローワークへお問い合わせください。

【受給資格者証について】

※必ず内容を確認し、チェックできたものは□にチェックして下さい。

- ☐ 「受給資格者証」の原本は、認定日変更手続き後ハローワークで保管するため、訓練終了までに本人へ返す事はありません。
- ☐ 学校・役所等へ提出する場合がありますので、認定日変更手続までに「各自で画面をコピー」して大切に保管して下さい。(※ 職業能力開発校、ハローワークではコピーは受けません。)
- ☐ ハローワークから交付がまだの方は、必要時に職業安定所(給付課)で受給資格者証(写)の発行申請を行って下さい。(※免許証などの身分を証明できる書類を持って行くこと)